

兵庫県公報

令和2年8月25日 火曜日 第134号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（国保医療課）	1
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（東播磨県民局）	2
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
公 告	
○ 入札公告（地域創生局）	6
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	8
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	10
○ 随意契約の相手方等の公示（管理課）	17
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）	18
○ 同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域（北播磨県民局）	18
○ 入札公告（県立工業技術センター）	18
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	21
○ 教習指導員審査の実施	22

告 示

兵庫県告示第892号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更事項
組合の地区
次の地区を追加する。
滋賀県守山市
- 2 認可年月日
令和2年8月14日



兵庫県告示第893号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

東播磨県民局長 伊藤 裕文

- 1 指定する土地等の所在地
加古川市平岡町新在家字ドンドン2502番1
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
農業用ため池（寺田池）
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
新在家村財産区	加古川市加古川町北在家2000	岡田 康裕

- 4 指定する理由
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第894号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上田 賢一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市馬瀬御所ヶ谷530
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
馬瀬地区	加東市馬瀬138

- 3 指定する理由
加東市馬瀬地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第895号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上田 賢一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市上三草三草山1136番5
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
馬瀬地区	加東市馬瀬138

- 3 指定する理由

加東市馬瀬地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第896号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市馬瀬北山565
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
馬瀬地区	加東市馬瀬138

- 3 指定する理由
加東市馬瀬地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第897号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市岡本新皿池1666
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
岡本地区	加東市岡本470

- 3 指定する理由
加東市岡本地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第898号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市岡本池ノ谷1586
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
岡本地区	加東市岡本470

- 3 指定する理由
加東市岡本地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第899号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市大畑古ヤシキ1077
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
蔵谷地区	加東市大畑1188番 2

- 3 指定する理由
加東市蔵谷地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第900号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市藪山田595
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
藪地区	加東市藪137番 3

- 3 指定する理由
加東市藪地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第901号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市藪山田594
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

名 称	住 所
藪地区	加東市藪137番 3

- 3 指定する理由
加東市藪地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第902号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加西市鍛冶屋町750
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
高岡地区	加東市高岡1534

- 3 指定する理由
加東市高岡地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第903号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市高岡巡礼道南新池ノ上262番1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
高岡地区	加東市高岡1534

- 3 指定する理由
加東市高岡地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第904号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市吉馬滑ラ1845
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
吉馬地区	加東市吉馬1561番1

- 3 指定する理由
加東市吉馬地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第905号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

- 1 指定する貯水施設の所在地
加東市上中傳之蒸869
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
上中地区	加東市上中185番1

3 指定する理由

加東市上中地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第906号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和2年8月25日

北播磨県民局長 上 田 賢 一

1 指定する貯水施設の所在地

加東市上中又池799

2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所
上中地区	加東市上中185番1

3 指定する理由

加東市上中地域内加古川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

公 告

入札公告

ひょうごe一県民システム広告掲載業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年8月25日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 調達内容

(1) 業務件名

ひょうごe一県民システム広告掲載業務

(2) 仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和2年10月1日（木）から令和3年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「入

札参加申込書」という。)の提出期限日及び当該入札の日において受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部地域創生局 谷垣

電話 (078) 362-4374 (直通)

- (2) 入札参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和2年8月25日(火)から同年9月8日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年9月29日(火) 午前10時 兵庫県庁第1号館1階B会議室

- (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、封皮に「業務件名」、「入札」・「入札辞退届」の区別を記入し、令和2年9月28日(月)午後4時までに上記(1)の場所に必着すること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額(以下「契約予定総額」という。)の100分の5以上の額を、令和2年9月28日(月)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和2年9月28日(月)以前の任意の日を開始日とし、同年10月1日(木)以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約予定総額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約予定総額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。また、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第100条に該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を前記3(2)で定める期間内に前記3(1)で定める場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書は所定の日時及び場所に到達していること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

カ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
杉ヶ瀬Ⅰ-2 (128010322)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
杉ヶ瀬Ⅰ-3 (128010323)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
三谷BⅡ-2 (128010324)	宍粟市山崎町三谷（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
三谷Ⅰ-2 (128010325)	宍粟市山崎町三谷（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
高畑Ⅰ (228010211)	宍粟市山崎町五十波（別図5のとおり）	土石流
西ノ谷Ⅰ (228010212)	宍粟市山崎町五十波（別図6のとおり）	土石流

（別図1から別図6までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成18年兵庫県告示第875号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

須賀沢BⅡ（128010013）の項中別図4、出石Ⅰ（128010019）の項中別図10、石ヶ谷川Ⅱ（228010011）の項中別図15、万燈山Ⅰ（128010022）の項中別図22、カジヤ谷(Ⅰ)Ⅰ（228010018）の項中別図24、中山aⅢ（128010026）の項中別図28、神谷Ⅰ（128010036）の項中別図30、杉ヶ瀬Ⅰ（128010051）の項中別図39、杉ヶ瀬(2)Ⅰ（128010052）の項中別図40を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所

〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第112号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

五十波(2)Ⅰ（128010207）の項中別図8、五十波AⅡ（128010209）の項中別図10、小瀬Ⅱ（228010142）の項中別図130を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第399号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

与位AⅡ（128010071）の項中別図124、田井cⅡ（128010064）の項中別図133、大谷川(2)Ⅰ（228010039）の項中別図225、寺谷川(2)Ⅰ（228010025）の項中別図234、木ノ谷aⅢ（128010053）の項中別図241、野々上Ⅰ（128010048）の項中別図243、野々上(2)Ⅰ（128010047）の項中別図244、野々上bⅢ（128010046）の項中別図245、矢原AⅡ（128010042）の項中別図247、矢原bⅢ（128010041）の項中別図248、矢原Ⅰ（128010040）の項中別図249、矢原aⅢ（128010039）の項中別図250、三谷CⅡ（128010034）の項中別図252、三谷Ⅰ（128010032）の項中別図254、三谷bⅢ（128010031）の項中別図255、三谷AⅡ（128010030）の項中別図256、川戸(3)Ⅰ（128010008）の項中別図264を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
宇原 I (128010002)	宍粟市山崎町宇原 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
川戸 a II (128010004)	宍粟市山崎町川戸 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
川戸(4) I (128010005)	宍粟市山崎町川戸 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
川戸(3) I (128010008)	宍粟市山崎町川戸 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
川戸 A III (128010009)	宍粟市山崎町川戸 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
須賀沢 a III (128010010)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
須賀沢 A II (128010011)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
須賀沢 e III (128010012)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
須賀沢 B II (128010013)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
須賀沢 d III (128010014)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
須賀沢 c III (128010015)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
須賀沢 C II (128010016)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
須賀沢 b III (128010017)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
須賀沢 f III (128010018)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
出石 I (128010019)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
高所 A II (128010021)	宍粟市山崎町高所 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり

万燈山 I (128010022)	宍粟市山崎町高所 (別図17の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
中 a II (128010023)	宍粟市山崎町中 (別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
中 I (128010024)	宍粟市山崎町中 (別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
中 b III (128010025)	宍粟市山崎町中 (別図20の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
中山 a III (128010026)	宍粟市山崎町中 (別図21の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中山 A II (128010027)	宍粟市山崎町中 (別図22の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
神谷 (2) I (128010028)	宍粟市山崎町三谷 (別図23の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
三谷 a III (128010029)	宍粟市山崎町三谷 (別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
三谷 A II (128010030)	宍粟市山崎町三谷 (別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
三谷 b III (128010031)	宍粟市山崎町三谷 (別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
三谷 (2) I (128010033)	宍粟市山崎町三谷 (別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
三谷 C II (128010034)	宍粟市山崎町三谷 (別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
三谷 B II (128010035)	宍粟市山崎町三谷 (別図29の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
神谷 I (128010036)	宍粟市山崎町神谷 (別図30の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
矢原 II (128010037)	宍粟市山崎町神谷 (別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
矢原 (2) I (128010038)	宍粟市山崎町神谷 (別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
矢原 a III (128010039)	宍粟市山崎町矢原 (別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
矢原 b III (128010041)	宍粟市山崎町矢原 (別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
矢原 A II (128010042)	宍粟市山崎町矢原 (別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
岸田 b III (128010043)	宍粟市山崎町岸田 (別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり

岸田 a Ⅲ (128010044)	宍粟市山崎町岸田 (別図37と おり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
野々上(3) I (128010045)	宍粟市山崎町野々上 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
野々上 b Ⅲ (128010046)	宍粟市山崎町野々上 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
野々上(2) I (128010047)	宍粟市山崎町野々上 (別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
野々上 I (128010048)	宍粟市山崎町野々上 (別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
野々上 A Ⅱ (128010049)	宍粟市山崎町野々上 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
杉ヶ瀬(3) I (128010050)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬 (別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
杉ヶ瀬 I (128010051)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬 (別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
杉ヶ瀬(2) I (128010052)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬 (別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
木ノ谷 a Ⅲ (128010053)	宍粟市山崎町木ノ谷 (別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
木ノ谷 A Ⅱ (128010054)	宍粟市山崎町木ノ谷 (別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
田井 c Ⅱ (128010064)	宍粟市山崎町田井 (別図48の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
田井(2) I (128010065)	宍粟市山崎町田井 (別図49の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
田井 b Ⅲ (128010066)	宍粟市山崎町田井 (別図50の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
田井(1) I (128010067)	宍粟市山崎町田井 (別図51の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
田井 a Ⅲ (128010068)	宍粟市山崎町田井 (別図52の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
田井 d Ⅲ (128010069)	宍粟市山崎町与位 (別図53の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
与位 d Ⅲ (128010070)	宍粟市山崎町与位 (別図54の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
与位 A Ⅱ (128010071)	宍粟市山崎町与位 (別図55の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
与位 a Ⅲ (128010072)	宍粟市山崎町与位 (別図56の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり

与位 I (128010073)	宍粟市山崎町与位 (別図57の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
与位 c II (128010074)	宍粟市山崎町与位 (別図58の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
与位 (2) I (128010075)	宍粟市山崎町清野 (別図59の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
五十波 g III (128010200)	宍粟市山崎町五十波 (別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
五十波 h II (128010201)	宍粟市山崎町五十波 (別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
五十波 B II (128010202)	宍粟市山崎町五十波 (別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
五十波 d III (128010203)	宍粟市山崎町五十波 (別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
五十波 b III (128010204)	宍粟市山崎町五十波 (別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
五十波 a III (128010205)	宍粟市山崎町五十波 (別図65 とおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
五十波 e II (128010206)	宍粟市山崎町五十波 (別図66 とおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
五十波 (2) I (128010207)	宍粟市山崎町五十波 (別図67 とおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
五十波 C II (128010208)	宍粟市山崎町五十波 (別図68 とおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
五十波 A II (128010209)	宍粟市山崎町五十波 (別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
五十波 i III (128010210)	宍粟市山崎町五十波 (別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
梯 d III (128010212)	宍粟市山崎町梯 (別図71の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
梯 (2) I (128010213)	宍粟市山崎町梯 (別図72の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
梯 B II (128010214)	宍粟市山崎町梯 (別図73の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
梯 a III (128010215)	宍粟市山崎町梯 (別図74の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
梯 b III (128010216)	宍粟市山崎町梯 (別図75の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
梯 A II (128010217)	宍粟市山崎町梯 (別図76の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり

生谷 I (128010228)	宍粟市山崎町三津 (別図77の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
三津 a III (128010229)	宍粟市山崎町三津 (別図78の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
三津(2) I (128010230)	宍粟市山崎町三津 (別図79の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
杉ヶ瀬 I-2 (128010322)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬 (別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
杉ヶ瀬 I-3 (128010323)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬 (別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
三谷 B II-2 (128010324)	宍粟市山崎町三谷 (別図82の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
三谷 I-2 (128010325)	宍粟市山崎町三谷 (別図83の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
宇原谷川 I (228010002)	宍粟市山崎町宇原 (別図84の とおり)	土石流	別図84のとおり
峠川 II (228010008)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図85 のとおり)	土石流	別図85のとおり
無如谷 II (228010009)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図86 のとおり)	土石流	別図86のとおり
石ヶ谷 II (228010010)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図87 のとおり)	土石流	別図87のとおり
石ヶ谷川 II (228010011)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図88 のとおり)	土石流	別図88のとおり
春日谷川 I (228010014)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図89 のとおり)	土石流	別図89のとおり
北谷口川 I (228010015)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図90 のとおり)	土石流	別図90のとおり
宮ノ下 II (228010016)	宍粟市山崎町須賀沢 (別図91 のとおり)	土石流	別図91のとおり
カジヤ谷(1) I (228010018)	宍粟市山崎町高所 (別図92の とおり)	土石流	別図92のとおり
妙法寺川 II (228010019)	宍粟市山崎町三谷 (別図93の とおり)	土石流	別図93のとおり
石ヶ谷川(2) I (228010021)	宍粟市山崎町三谷 (別図94の とおり)	土石流	別図94のとおり
垣内 I (228010022)	宍粟市山崎町三谷 (別図95の とおり)	土石流	別図95のとおり
寺谷川(1) I (228010024)	宍粟市山崎町三谷 (別図96の とおり)	土石流	別図96のとおり

寺谷川(2) I (228010025)	宍粟市山崎町三谷 (別図97の とおり)	土石流	別図97のとおり
宮ノ谷 I (228010028)	宍粟市山崎町矢原 (別図98の とおり)	土石流	別図98のとおり
岨下川 II (228010032)	宍粟市山崎町野々上 (別図99 のとおり)	土石流	別図99のとおり
天神川 II (228010034)	宍粟市山崎町野々上 (別図 100のとおり)	土石流	別図100のとおり
大谷川(2) I (228010039)	宍粟市山崎町野々上 (別図 101のとおり)	土石流	別図101のとおり
野ノ上川 I (228010040)	宍粟市山崎町野々上 (別図 102のとおり)	土石流	別図102のとおり
小畑 II (228010041)	宍粟市山崎町杉ヶ瀬 (別図 103のとおり)	土石流	別図103のとおり
木ノ谷川(2) I (228010044)	宍粟市山崎町木ノ谷 (別図 104のとおり)	土石流	別図104のとおり
木ノ谷川(1) I (228010045)	宍粟市山崎町木ノ谷 (別図 105のとおり)	土石流	別図105のとおり
ツヅラ谷 II (228010047)	宍粟市山崎町母栖 (別図106 のとおり)	土石流	別図106のとおり
北谷川 I (228010099)	宍粟市山崎町与位 (別図107 のとおり)	土石流	別図107のとおり
西山川 II (228010101)	宍粟市山崎町与位 (別図108 のとおり)	土石流	別図108のとおり
オノ天川 I (228010132)	宍粟市山崎町五十波 (別図 109のとおり)	土石流	別図109のとおり
オノ元 I (228010133)	宍粟市山崎町五十波 (別図 110のとおり)	土石流	別図110のとおり
大畑(1) I (228010134)	宍粟市山崎町五十波 (別図 111のとおり)	土石流	別図111のとおり
胡麻谷川(1) I (228010135)	宍粟市山崎町五十波 (別図 112のとおり)	土石流	別図112のとおり
胡麻谷川(2) I (228010136)	宍粟市山崎町五十波 (別図 113のとおり)	土石流	別図113のとおり
大畑(2) I (228010138)	宍粟市山崎町五十波 (別図 114のとおり)	土石流	別図114のとおり
オの木(1) II (228010139)	宍粟市山崎町五十波 (別図 115のとおり)	土石流	別図115のとおり
坂手 II (228010140)	宍粟市山崎町五十波 (別図 116のとおり)	土石流	別図116のとおり

小瀬Ⅱ (228010142)	宍粟市山崎町五十波（別図117のとおり）	土石流	別図117のとおり
小滝Ⅱ (228010143)	宍粟市山崎町五十波（別図118のとおり）	土石流	別図118のとおり
橋岡川Ⅰ (228010144)	宍粟市山崎町梯（別図119のとおり）	土石流	別図119のとおり
毛利川Ⅱ (228010145)	宍粟市山崎町梯（別図120のとおり）	土石流	別図120のとおり
毛刺Ⅱ (228010146)	宍粟市山崎町梯（別図121のとおり）	土石流	別図121のとおり
中林Ⅱ (228010147)	宍粟市山崎町梯（別図122のとおり）	土石流	別図122のとおり
焼ノ谷Ⅱ (228010148)	宍粟市山崎町梯（別図123のとおり）	土石流	別図123のとおり
釜屋川Ⅱ (228010149)	宍粟市山崎町梯（別図124のとおり）	土石流	別図124のとおり
上ノ山川Ⅰ (228010156)	宍粟市山崎町三津（別図125のとおり）	土石流	別図125のとおり
高畑Ⅰ (228010211)	宍粟市山崎町五十波（別図126のとおり）	土石流	別図126のとおり
西ノ谷Ⅰ (228010212)	宍粟市山崎町五十波（別図127のとおり）	土石流	別図127のとおり

（別図1から別図127までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和2年9月2日（水）から同月16日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所及び宍粟市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所宍粟事業所
〒671-2572 宍粟市山崎町庄能400

(3) 提出期限

令和2年9月16日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月16日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年8月25日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
子宮がん集団検診車 1台
- 2 随意契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年7月8日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
コニカミノルタジャパン株式会社ヘルスケアカンパニー神戸営業所
神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル3F
- 5 契約金額
38,445,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和2年5月29日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町米田字大橋318番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町米田新4番地
岡本勝弘
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年7月9日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-2-2号（2高砂）



同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、同一敷地内にあるものとみなされる複数の建築物に係る一団地の区域は、次のとおりである。

その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年8月25日

兵庫県知事 井戸敏三

認定番号	認定年月日 (令和年月日)	一団地の区域
第R02北播団連 0001号	2.8.11	小野市神明町字大坪417番1の一部、417番4の一部



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和2年8月25日

契約担当者

兵庫県立工業技術センター所長 内田 仁

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

直接描画装置（未使用品）の購入 一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和3年2月26日（金）

(4) 納入場所

県立工業技術センター（技術交流館地下1階MEMS開発室Ⅱ）

神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

県立工業技術センター総務課 担当 西川

電話 (078) 731-4192

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和2年8月26日（水）から同年9月8日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和2年9月24日（木）午前10時 県立工業技術センター 技術交流館1階共通会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年9月23日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を令和2年9月8日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名及び型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められ

た場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年9月23日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和2年10月5日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hitoshi Uchida, Director of Hyogo Prefectural Institute of Technology

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Direct drawing apparatus 1 set

(3) Delivery period: February 26, 2021

(4) Delivery place: Hyogo Prefectural Institute of Technology

(5) Deadline for the submission of tender application forms: 16:00 September 8, 2020

(6) Deadline for tender:

10:00 September 24, 2020 by direct delivery

17:00 September 23, 2020 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishikawa, Management Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Institute of Technology,

3-1-12 Yukihiro-cho, Suma-ku, Kobe, Hyogo 654-0037

TEL (078) 731-4192

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第233号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年8月25日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

令和2年10月3日（土）から同月17日（土）まで

3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和2年8月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（大型）の写し

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（中型）の写し

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和2年8月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令

和2年8月27日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）又は技能検定員審査（準中型）を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和2年11月5日（木）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線 433、434



兵庫県公安委員会告示第234号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年8月25日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和2年10月3日（土）から同月17日（土）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和2年8月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和2年8月25日（火）から同月27日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和2年8月27日（木）までの消印のあるもの限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和2年11月5日（木）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434